

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	9	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の適用開始時期の見直し		
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>常時多数のデリバティブ取引等を行う法人（金融機関等）においては、税務上のヘッジ処理の適用要件である「有効性判定」について、所轄税務署長の承認を条件に、承認を受けた翌事業年度から、「特別な有効性判定方法等」の適用が認められている。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>ヘッジ処理における「特別な有効性判定等」の適用開始時期を、所轄税務署長の承認を受けた当該事業年度とすること。</p>		
<u>関係条文</u>	法人税法第61条の6、同法施行令第121条の4 等		
減収 見込額	[初年度]	-	(-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>ヘッジ処理における税務上の取扱いについて、金融機関等のリスク管理の実態に即したものとすること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>常時多数のデリバティブ取引等を行う法人（金融機関等）においては、税務上のヘッジ処理の適用要件である「有効性判定」について、所轄税務署長の承認を条件に「特別な有効性判定方法等」の適用が認められているところ。</p> <p>しかしながら、当該適用開始時期については、所轄税務署長の承認を受けた翌事業年度となっており、税務上の取扱いが即時のリスク管理を求める企業活動の実態に即したものとはなっていないことから、見直しが必要。</p>		
本要望に 対応する 縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備
	政策の達成目標	ヘッジ処理における税務上の取扱いを金融機関等のリスク管理の実態に即したものとすること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	金融機関等、常時多数のデリバティブ取引等を行う法人による適用が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本要望により、ヘッジ処理における税務上の取扱いが、金融機関等のリスク管理の実態に即したものなる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本要望は、税務上の手続きに関するものであり、予算その他の措置によっては実現することができない。
	ページ	9—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今年度が初めての要望である。
ページ	9—3